

2012年度(平成24年度)

大阪府中小企業政策に関する要望と提言

2011年7月25日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 堂上勝己

代表理事 畑野吉雄

代表理事 中島幸子

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osaka.doyu.jp>

2012 年度（平成 24 年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2805 名[内個人事業者（657）名]、会員構成は下記表の通り）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました¹。中小企業家同友会は全都道府県に組織されており、2011 年 4 月 1 日現在、41627 名の会員で構成されています。大阪同友会は、1990 年度（平成 2 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様へ「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し懇談を重ねてまいりました。

中小企業家同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして 2001 年から全国的に運動を展開してきました。大阪同友会は府下の議会に対して「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を実施し、大阪府議会をはじめ府下 38 議会（86%）で採択されるなど賛同を広げることができました。

2000 年には「EU 小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択、さらに 2004 年 6 月、OECD は「イスタンブール閣僚宣言」でボローニャ憲章を改めて評価し、中小企業の育成と強化が重視されました。中小企業家同友会では 2003 年 5 月から日本独自の「中小企業憲章」の研究と中小企業憲章制定運動にとりかかり、地方自治体においては中小企業振興基本条例の制定や改定に向け全国的に努力してまいりました。そんな折、2010 年 2 月、中小企業庁内に「中小企業憲章に関する研究会」が立ち上がり、中小企業憲章の制定に向けて議論が進み、2010 年 6 月 18 日、ついに中小企業憲章が閣議決定されました。今後は、この憲章を閣議決定にとどめず、国民の総意とするため国会決議をめざすこと、首相直属の「中小企業支援会議」を設置し、省庁横断的機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略的立案等を進めること、中小企業担当大臣を設置することなどが課題となっています。

中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします²。特に、企業活動の「血液」である金融を確保する為にも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である、人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

（2011 年 4 月 1 日現在）

資本金額	会員数	%	社員数	会員数	%	業種	会員数	%
～ 499 万円	398	14.2	0～4 人	941	33.5	製造業	808	28.8
500～999 万円	131	4.7	5～9 人	552	19.7	建設業	240	8.6
1000～1999 万円	1117	39.8	10～19 人	512	18.3	情報通信・印刷業	219	7.8
2000～2999 万円	179	6.4	20～29 人	231	8.2	運輸・倉庫業	121	4.3
3000～4999 万円	193	6.9	30～49 人	253	9.0	卸・小売業	412	14.7
5000～9999 万円	97	3.5	50～99 人	180	6.4	専門家	492	17.5
1 億円～	33	1.2	100 人以上	136	4.8	サービス業	497	17.7
個人	657	23.4				その他	16	0.6
合計	2805	100.0	合計	2805	100.0	合計	2805	100.0

¹ 近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

² 同友会が提唱する 21 世紀型企業とは 「会社の存在価値は何か」を問いかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。社員とともに「何のための経営か」「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

【はじめに】

H21年総務省経済センサス基礎調査（大阪府 HP より）

2011年3月11日の東日本大震災によって、景気は一気に不透明感を強めています。そんな中、被災地を見てもわかるように、地域住民の生活・雇用を支えていた中小企業の復興と再生が何より急務となっています。大阪においても同様に、地域経済を支えているのは中小企業です。

平成21年総務省経済センサス基礎調査（2011年3月速報発表）によると、府下449,872事業所の99.6%、雇用の84.3%を従業者規模300人未満の企業が占めています³。また、製造品出荷額では58%、卸小売販売額では70%を中小企業が占めています。製造品出荷額においては出荷額上位の大都市に比べても大阪府は中小企業の割合が高いことが特徴です。したがって、大阪経済を再生させるためにはこれら多数の中小企業の活性化が不可欠と考えています。

近年、大企業誘致が自治体間の競争になっていましたが、大企業誘致による「新規」雇用の大部分はパートや派遣、社内異動であり、雇用創出効果は限られています。またこの間、大企業城下町では法人市民税が激減し、大企業に極端に依存した自治体は大変不安定な財政構造になっていることが明らかになりました。一方、中小企業は地域に根差し、多くの雇用を守っており、そのことが結果として市民税の源泉ともなり自治体の安定財源の根拠となっています。さらに、裾野の広いフルセット型の地域を構築しているという強みは、特に東大阪市に見られるように、お互いが支えあってネットワークを作りながら製品を生み出しているところに特徴があります。倒産・廃業によってこのネットワークが崩れると、もはや修復不可能になってしまいます。このような状況は何としてでも防がなくてはなりません。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながります。特に全国一、事業所数・従業者数が減少している大阪において、雇用の安定と地域経済の再生の点でとりわけ中小企業政策の充実が求められています。

以上のことから、大阪経済の再生と雇用創出のために最も確実で有効な政策として、中小企業政策を最優先課題と位置付けて取り組まれるよう以下の項目を要望・提言します。

従業者規模	事業所数	構成比	従業者数	構成比
1人～4人	261,120	58.0%	573,688	11.7%
5人～9人	89,546	19.9%	583,529	11.9%
10人～19人	50,781	11.3%	684,202	14.0%
20人～49人	32,682	7.2%	974,425	19.9%
50人～299人	13,232	2.9%	1,313,789	26.8%
300人以上	1,146	0.3%	771,062	15.7%
派遣・下請従業者のみ事業所	1,365	0.3%	-	-
合計	449,872	100.0%	4,900,695	100.0%

「H21年工業統計」			
社員数4人以上。経済産業省及び各県HPより作成			
額別順位	製造品出荷額（円）	大企業	中小企業
愛知県	34兆4313億	67%	33%
神奈川県	14兆8683億	57%	43%
静岡県	15兆509億	53%	47%
大阪府	14兆8061億	42%	58%
兵庫県	13兆4230億	48%	52%
埼玉県	11兆7747億	38%	62%
千葉県	12兆3458億	56%	44%
茨城県	9兆7794億	44%	56%

「H19年商業統計」（経産省）			
社員数100人以上を大企業に分類。各県HPより作成			
額別順位	卸小売販売額（円）	大企業	中小企業
東京都	181兆1214億	60%	40%
大阪府	61兆6602億	30%	70%
愛知県	43兆4432億	24%	76%
福岡県	22兆1264億	11%	89%
神奈川	20兆9469億	23%	77%
北海道	17兆8194億		
埼玉県	15兆1108億	16%	84%
兵庫県	13兆2692億	15%	85%

³ 「中小企業白書2010年版」では、大阪府における中小企業の会社常用雇用者数と個人事業所従業者数割合は57.3%となっている（卸サービス業は100人以下、小売飲食店は50人以下、それ以外は300人以下を中小企業としている）。全国平均では69.4%。

2012年度（平成24年度）の重点要望

- (A) 大阪府中小企業振興基本条例を実効性あるものにするための具体的提案（P4～7）
- (B) 防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を（P7～8）
- (C) 東日本大震災による被災者雇用を進める取り組みに対して連携強化を（P8）
- (D) セーフティネット融資預託金の復活と借りやすく返しやすい制度融資の創設、保証料率の引き下げを（P10）
- (E) 各業界からの政策提言（P12）

1、中小企業の活性化による大阪経済の再生と雇用創出

(1) 大阪府中小企業振興基本条例を実効性あるものにするために、第4条基本方針の各項目に関して以下のような具体的な施策を講じてください。

2010年6月10日、6年間にわたり要望してまいりました「大阪府中小企業振興基本条例」を制定頂きましたことに感謝申し上げます。私たち同友会は、この条例の制定を求める当初から条例を作っただけでは画餅に終わると考えていました。制定後、いかに条例を豊かに育て実効性を持たせるかが大切です。中小企業の自助努力だけでは乗り越えられない課題が多い中でこの条例を実効性あるものにするためには、とりわけ第4条基本方針の6項目の具体化が必要と考えます。次の通り提案させていただきますので是非実施願います。

条例第4条基本方針の1；「中小企業者の経営基盤の強化及び経営革新の促進」に関する提案

1. 「中小企業振興会議」を立ち上げ、中小企業施策の実効性・改善点、成果や課題、費用対効果などを検討し、知事及び議会に報告する仕組みをつくる。
2. 異業種との連携や企業間連携を重視した施策を展開する。
3. 中小企業に関する各種支援機関の対応を柔軟でスピーディに行うよう改善する。
4. 中小企業の実態調査を定期的実施することで施策効果を分析し、新たな施策に反映させることができるような仕組みをつくる。
5. 経営革新計画に独自性や有望性があると評価を受けた場合、専門家を継続的に派遣し、その取り組みを支援する。
6. サービス産業の生産性向上に成果を上げている企業の取り組みを「モデル事例集」としてまとめ普及・啓発する。

条例第4条基本方針の2；「中小企業の創業及び新たな事業の創出の促進」に関する提案

1. 経営者の個人保証の軽減など再チャレンジできる制度を確立する。
2. 新規創業のための低利融資を拡充する。
3. 創業や新事業進出のための相談の場としてワンストップサービスの窓口を創設・拡充し、サロンの交流の場やたまり場的な機能を併設する。
4. 経営課題を明確にしている企業に対して、無料でコンサルタントの長期派遣を実施する。
5. 女性や高齢者、団塊の世代などをターゲットに、資格や経験、人脈などを地域経済活性化に結び付

ける支援体制を整備する。

6. 新事業立ち上げのためのインキュベーション施設を拡充する。

条例第4条基本方針の3 ; 「中小企業に対する資金供給の円滑化」に関する提案

1. 担保主義から経営指針書の作成と実践度合いなど経営の質を評価する融資に改める。
2. 保証協会の保証料を引き下げる。
3. 返済期間を長くする。
4. セーフティネットを本格的景気回復まで延長する。
5. 融資の実行までの日数を大幅に短縮する。
6. 責任共有制度を廃止する。

条例第4条基本方針の4 ; 「中小企業の事業活動を担う人材の確保及び育成」に関する提案

【人材の確保に関して】

1. 子供の職業観育成のため、小学校から高校まで「働く」ことに関する一貫した教育を組み込む。
2. 若年者雇用の確保に貢献している中小企業に対して、雇用人数に応じた法人事業税の減免措置を講じる。
3. 小中高の教職員の方々が中小企業の現場で一時的に就労体験できるような仕組みをつくる。
4. 勤労観や職業観を感動的に表している高校生・大学生のインターンシップ参加者の体験感想文をインターネットなどで市民に情報提供する。また、親の意識改革にも役立てる。
5. 新たな教材として、中小企業の現場をわかりやすく表した副読本を作成し、授業に組み入れる。

【人材育成に関して】

1. 求職者のスキルアップを図りながら就職につなげるマッチングシステムを構築し、就職後もフォローアップを続けることができる施策を実施する。
2. 行政や団体が実施する各種の研修事業は、実施主体がそれぞれ企画し募集しているため、情報が一元化されず中小企業者にとっては利用しにくいものになっているので、関係者が協力して研修事業をホームページなどで一元化した上で情報提供する仕組みが必要である。
3. 高度な知識・技能を持つ高齢者等の人材バンクを設立し、企業への情報提供を行う。
4. 行政や団体が実施する各種の研修事業を一方通行となる講演方式から、5～6名をワングループとするグループ討論形式に改める。
5. 人材育成に関するアドバイザーを配置し、活用しやすい仕組みをつくる。
6. 研修受講者の体験談など研修事業の成果をホームページで公表することで、中小企業に対して人材育成の重要性を周知する。

条例第4条基本方針の5 ; 「中小企業の販路等の拡大」に関する提案

1. 世界に誇れる大阪の中小企業集積を、WEB や海外の展示会を通じて世界にアピールする機会をつくる。
2. 大阪府、大阪市が連携し、東京に規模や内容で負けない展示会を開催する。
3. 官公需において一般入札だけでは低価格競争による弊害が避けられないので、地域の中小企業に優

先的に発注する仕組みをつくる。

条例第4条基本方針の6 ; 「中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進」に関する提案

1. 行政が進出先に安い家賃で入居できる工業団地や複合的な事務所を整備し、通訳を常駐させ気軽に相談できる体制を整える。
2. 輸出入の実務について、府内中小企業が個別相談できる体制を整え、貿易実務講座の開催など、貿易面における府内企業のレベルアップを図る。
3. 大阪府と大阪市が連携し、国際取引ノウハウの少ない中小企業に対し、東アジアを中心に世界に積極的に売り込める仕組みをつくる。
4. 海外特許出願に対して、出願に要する経費の一部を助成する。

(2) 2010年6月18日、「中小企業憲章」が閣議決定されましたが、さらに国民的な認識に高めるために、以下の内容を国に対して積極的に働きかけてください。

閣議決定で終わるのではなく、国会決議を行ってください。

中小企業に関わる施策は多岐に渡ります。首相直属の「中小企業支援会議」を設置し、省庁横断的な機能を発揮して、中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めてください。

中小企業担当大臣を置き、中小企業憲章を具体化した政策・施策の実行体制を強化してください。

(3) 各自治体と連携し、継続性のある中小企業の実態調査ができる仕組みづくりを

リーマンショック以降、特に自動車や電機関係の大企業誘致を推進していた自治体ほど「派遣切り」など地域の雇用に大きな影響を与え、大企業誘致が必ずしも地域の雇用に役立っていないことが明らかになりました。中小企業はいかなる時代にあっても地域の雇用の担い手であり、大阪経済活性化のためには中小企業を守り育てることが必要です。そのためには実態調査によってその地域の最新情報をつかみ、その地域に合った支援策を講じることが求められています。

東大阪市、大阪市、大東市、岸和田市、寝屋川市、吹田市など現場に出向く実態調査活動が各自治体において増えてきており、調査データは各自治体の「産業振興ビジョン」や「ものづくり支援データベース」「ものづくり支援web」などに活用されています。何よりも地元の中企業の現状について、自治体職員自身が実感をもって把握できたことが各自治体の財産となり政策に反映されています。今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには、さらに継続的な調査データの更新が必要です。大阪府として計画的に予算措置を行うなど各自治体に対して継続的に実態調査ができるように支援策を講じてください。

(4) 大阪府の施設・施策の周知徹底を

中小企業支援策に関しては経営者の期待も高く、中でも広報体制への提案や運用面について多くの要望があります。そのような施設・施策（商談会・展示会・技術交流プラザ・産業技術支援センター、特許情報センター等）の周知徹底を図り情報の共有化を進めることは、企業間の技術面、仕事面において大きな効果が期待できます。

このような施設・施策の周知徹底、情報の共有化を進めて頂き、大阪府の膨大なデータベースが有効活用されるよう整備してください。

中小企業者向けポータルサイトが開設されましたが、更にPRに努めて頂くとともに、担当者が出向いで指導する出張サービスなども提供してください。

（５）大企業誘致に関するルール作りを

大企業の突然かつ一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与えます。大阪府下のいくつかの自治体でもそうした大企業の税収の大きな落ち込みで困っているところが散見されます。立地にかかる補助金を交付した企業については、補助金交付要綱等で一定期間の操業義務が履行されなかった場合の補助金返還規定はあるようですが、優遇された税の返還規定はありません。大企業の工場移転、閉鎖などに当たってはその計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議する、また、大阪府が負担したインフラ整備費用や不動産取得税の減免措置相当分の返還義務を負うなど、大企業誘致に関するルールを制度化してください。

（６）公正な取引環境の構築を

親会社による、下請けや納入会社に対する不当な値引きの要請が横行しています。例えば、見積では競争を強いられ、毎月の売上額からそれに応じた金額が差し引かれて支払われるという事例が少なくありません。もしこれに応じなければ以後の取引が危ぶまれるため、渋々応じなければなりません。市場のルールを守るべく、大阪府として実態を調査し、適切な指導を行ってください。

（７）防災を重視し、地域密着型の公共事業への転換を

東日本巨大地震は M9.0 という「想定外」の規模で大きな被害をもたらしました。今後の防災対策は、この現実を踏まえた新しい基準が必要となります。今回のような連続的な断層破壊は、むしろ東海、東南海、南海地震で起こるのではないかと見られていました。それだけに、生駒断層や上町断層など活断層の多い大阪において、改めてこれまで以上の防災対策の強化と整備が求められています。

今回の震災を教訓に、大阪府の防災計画を全面的に見直してください。その際重要なことはソフト面での対策です。大阪市内を含め沿岸部には海拔ゼロメートル地帯が多くあり、大津波を想定した場合の避難訓練や避難経路・避難場所の明確化が急務です。また、府下自治体との連携体制を再構築し、発災時に府民はどのような行動を取ればよいかも含めた行動計画を合わせて情報公開することが必要です。学校、病院、避難施設などの耐震基準を見直し耐震補強を行うこと、地域の道路や高速道路の耐震対策、地盤の液状化対策、地下鉄・地下道の浸水対策など、インフラの点検・見直しと保守を早急に実施すること、これらの事業を特に大阪の中小建設業に発注すること、このことで防災対策だけでなく景気対策にもつなげることができます。

今回の震災によって、咲洲庁舎（旧 WTC）は影響を受けました。災害時における府の役割は、災害対策の拠点として極めて重要な役割があります。府の情報やデータなどのリスク分散という点でも府庁の機能を咲洲庁舎に一元化することは避け、「想定外」のことが起こりうることを考慮し、全面移転する計画を再検討してください。

電力のあり方についても考えさせられることになりました。大阪の電力供給については、できるだけ電力消費地で発電・消費する地域分散型のエネルギーシステムを構築することが求められています。また、太陽光発電設備設置に関する補助金制度の創設、各家庭やビル、マンションの屋上への太陽光発電設備普及など再生可能な自然エネルギーへの思い切った転換が必要です。さらに、既存の原子力発電所の安全対策と正確な情報公開を義務付けるなど、電力行政の見直しも急務です。これらの実施に向けて本格的に計画を立て推進してください。

「大阪府地震防災アクションプラン」では、今後 10 年間で地震被害を半減させることを目標に掲げていますが、専門家の間では住宅耐震化のためには 250 万円程度は最低必要とされており、府の補助金を加えても相当な額の費用負担が発生することが耐震化の進まない原因となっています。施主と市町村内の中小建設業者に発注することを条件にした、耐震化のためのリフォーム補助制度をつくるとともに、住宅耐震化工事を公共事業と位置付け、思い切った大幅な補助額（率）のアップを求めます。このことで中小建設業者にも波及効果の大きい事業となり、結果的には府税収入の増額につながると考えます。地域密着型公共事業の一環として、バリアフリーや太陽光発電等の省エネ改修や住宅リフォームなどを重点的に推し進めるために補助金などの増額をして下さい。特に、低所得者層の補助率の引き上げなど弾力的措置を講じてください。

平成 20 年度の中小企業発注比率は金額ベースで 70%以上が確保されましたが、平成 21 年度は 65.8%に下がりました。70%以上の水準を維持するよう努力してください。

地方公共団体の公共事業は、最低制限価格を堅持し、予定価格の 90%程度に引き上げる努力をしてください。また、地域の中小企業への発注を原則とする仕組みを構築してください。それは雇用拡大効果や地域内での資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率（%）「大阪府商工労働部資料より作成」】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成 21 年度	65.8	56.8	68.1	72.2	82.5	72.9
平成 20 年度	75.7	52.7	67.8	76.5	79.8	70.7
平成 19 年度	61.1	57.5	68.0	76.2	69.1	69.2
平成 18 年度	62.7	52.6	64.7	73.7	65.0	72.2
平成 17 年度	60.9	52.6	65.0	72.0	73.6	69.6
平成 16 年度	55.1	51.8	66.0	70.6	68.4	68.7

（ 表の太枠は一番低い数字。工事、役務、物品の合計 ）

（ 8 ） 東日本大震災による被災者雇用を進める取り組みに対して連携強化を

大阪同友会では被災直後から定期的に影響調査を実施しています。第 2 回調査（4/28～5/12・回答数 362 社）及び第 3 回調査（6/7～6/21・回答数 300 社）では、被災者雇用の受け入れに関して調査しました。それによると、合わせて 103 社から「受け入れ可能」、167 社から「受け入れを検討する」との回答を頂き、可能雇用総数は 178 名にも及んでいます。大阪府として現在進めておられる住宅支援と同時に、雇用でのマッチングができるような情報提供と私たち中小企業との連携を一層強化してください。

（ 9 ） 中小企業の社会的役割・存在価値を正しく伝える事業の展開を

教育委員会等関係機関とも連携し、就学年齢に応じて「働く」ということ、地域経済を担い雇用を守っている中小企業の社会的役割・存在価値などが正確に伝わるように、小・中・高・大学のそれぞれの授業に職業教育プログラムを策定し実施して下さい。中小企業憲章（2010 年 6 月閣議決定）では、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」としています。

大阪同友会では、中小企業経営者が直接講義をする活動を阪南大学（1997 年から実施）や大阪産業大学、大阪成蹊短期大学、近畿大学、大阪国際大学、大阪千代田短期大学などで開講し、受講する学生からも好評を得ています。このことを通じて、中小企業が地域経済に果たす役割を広く理解して頂き、何より

新たなビジネスへの挑戦を可能にするネットワークが構築されることを望んでいます。その点では、大阪府立大学で開講されている「ベンチャービジネス論」や「ものづくり経営者養成特修塾」には、中小企業経営者が講義する内容が見受けられませんので、大阪府立大学にも中小企業経営者が直接講義をするようなカリキュラムを編成し実施してください。

学校の先生方に対して、中小企業が社会に果たしている役割を正しく認識できるような仕組みを構築してください。

優秀技能者（なにわ名工、なにわ名工若葉賞など）の表彰制度に加え、中小企業の「ものづくり」支援のために、基礎技術を中心とする熟練技術・技能を社会的価値として再評価する「大阪版“中小企業技術・技能支援制度”（マイスター制度）」を確立し、誇りをもって事業承継できるような環境整備を進めて下さい。また中小企業製品には「Made in Osaka」（大阪ブランド）を認定し国内外に発信して下さい。

（10） 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動支援を

中小企業による共同求人は大阪同友会が1981年から取り組んでいる運動です。当初は中小企業の新卒採用は大変困難でしたが、学校との信頼関係を築く中で、多くの優秀な学生を採用し大きな戦力として育てています。大阪同友会では「共に育つ」という理念から、社員の働きがいについて語り合い、持てる能力を十分に発揮できる人間尊重経営を推し進めています。「企業存亡の危機を救った」という事例は幾度となく報告されており、中小企業にとって新卒者の採用はそれほど重要な経営課題となっています。

その意味から高校生の就職活動支援は極めて重要です。しかし、企業側と高校生のミスマッチは依然として多くあります。かねてより要望していた「1人一社制の見直し」では、平成17年度より「1人二社」まで複数応募・推薦が可能となりました。今年度も「1人二社」の継続実施に加えて実状に合った改定を進めて下さい。このことはミスマッチを少なくし高校生の企業定着率を高めることにつながります。

（11） 中小企業における障害者雇用を促進させる支援策の拡充を

大阪同友会の障害者雇用実態調査によると、いわゆる障害者の雇用義務がない常用雇用者数56人未満の中小企業も熱心に取り組んでいることがわかります（回答数199社、うち雇用企業13%）。しかし、初めて障害者を雇用する企業に対して奨励金を出す「ファースト・ステップ奨励金」は、56人未満の企業は対象企業規模条件に当てはまらないため利用することができません。また、当会でも障害者雇用の理解と雇用を拓げる前段階の「職場体験実習」への取り組みを呼びかけていますが、「職場体験実習」に対しても何らかの支援策が必要と考えます。以上から次の支援策を求めます。

56人未満の中小企業の障害者雇用実態調査を実施してください。

56人未満の中小企業においても「ファースト・ステップ奨励金」が活用できるように国に働きかけてください。

「職場体験実習」は雇用に至る重要な取り組みです。このような実習に対しても「短期職場適応訓練」助成金等が活用できるように国に働きかけて下さい。

2、中小企業の円滑な金融施策

(1) セーフティネット融資（経営安定資金）の預託金廃止を改め、経営安定資金融資の拡充を

昨年のエコカー減税などの政策効果も中小企業への波及は弱く、ここにきて原油高、原材料高に東日本大震災という不安要因も加わり、中小企業の景況は腰折れ状態です。このたび預託金の廃止が打ち出されましたが、これでは金融機関が高い金利設定を行いますので、融資を必要とする企業ほど借りにくい制度になってしまいます。このような時期にこそセーフティネット融資の拡充が必要です。改めて預託金の復活を求めるとともに、セーフティネット融資の拡充を求めます。

(2) 借りやすく返しやすい制度融資の創設と保証料率の引き下げを

大阪同友会がかねてより要望していました連帯保証人制度に関して、2006年度より全ての無担保融資について原則撤廃されました。ただ、決算書や中小企業信用リスク情報データベース（CRD）中心の保証審査は一面的な企業評価に陥りやすく、審査能力（マンパワー）の向上につながりにくい点に注意が必要です。リレーションシップバンキングの考え方にそって数値に表れない定性評価も重要な判断基準と位置付け、決算書やCRDに偏らない保証審査を行なうよう保証協会を指導してください。また、運用にあたっては、担当者によって対応や判断に差が出ないように統一した基準で取扱うように指導を徹底してください。

2006年4月1日より一部の制度融資を除いて、0.50%～2.20%（100%保証・無担保の場合）まで9区分の保証料率が新たに設定されましたが、保証料率が高いと感じている中小企業経営者は少なくありません。少なくとも経営努力をしている中小企業に対しては何らかのメリットを付与する仕組みが必要です。例えば、問題なくきちんと返済してきた中小企業の返済履歴（クレジットヒストリー）の尊重や経営指針書（経営理念、経営方針、経営計画）の添付を保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなどの優遇措置を講じてください。

開業数を増やすために、例えば、開業資金融資は、3年間は元金利息据え置く（現行は据置1年）など思いきった支援策を講じてください。

毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立場に立った説明会が必要です。説明会実施の要請に応じて頂けるように、その仕組みを作ってください。

新たな雇用創出および維持に努める中小企業を支援する保証制度を創設してください。例えば、保証料率を免除するなど。

(3) 「責任共有制度」の撤廃を

現在、保証協会の保証付き融資はいくつかの融資で責任共有制度対象になっていますが、このために銀行の貸し渋りが増え、以前は融資を受けられた企業が今、融資を受けられないケースが出てきています。責任共有制度を撤廃するよう国に働きかけてください。

(4) 定性評価を重視し地域にやさしい金融システム構築を

中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分です。今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が生き

働き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業になっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「評価委員会」が該当企業を丹念に訪問することが必須条件となります。現在、必要に応じた実地調査やヒアリングなどを実施されていますが、尚一層中小企業を訪問する取り組みを強化してください。

現在、各金融機関はリレーションシップバンキングのアクションプログラムにのっとり実行されていますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。今後は「地域貢献に関する情報開示」が重要な項目になると考えています。そのことを有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要です。大阪府独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めてください。

(5) 大阪府独自の「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を

大阪同友会が提言しておりました「事業再挑戦特別融資（仮称）」は、2008年度より「再挑戦支援資金」として実施され、2011年度からは金融機関経由の再挑戦支援保証となりました。ただ、「再挑戦支援資金」も廃業の場合に限られており、倒産など事業に失敗した経営者が市場から永久に葬り去られる状況は変わっていません。むしろその経験を生かし、少なくとも民間の投融資が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスが受けられるような仕組みが必要です。国に先んじて大阪府独自の「事業再挑戦システム」を確立することは、「大阪は再チャレンジしやすい街」としてアピールできるだけでなく、意欲のある人材が集まり起業が促進され開業率のアップにもつなげるチャンスともなります。大阪府独自の「事業再挑戦システム」を整備・構築してください。

2004年11月「保証債務に関する既定の整備」に関して民法の一部改正が成立し、包括根保証が制限されました。また、2005年1月より改正破産法が施行となり自由財産の範囲が拡大され、破産者の生活維持が図られつつあります（標準的な必要生計費の3ヶ月分99万円）。しかし、事業性融資のあり方として、そもそも社屋や会社所有地、有価証券などの担保以外に経営者の個人保証を徴求すること自体が問題です。年間3万人を超える自殺者の中で中小企業経営者が占める割合は多く、融資における個人保証にも原因があると考えられます。個人の最低限の生活保障と再起できる条件をより改善するために、さらなる民法や破産法等関係諸法令の改正及び個人保証の限定化（責任範囲の限定；例えば、倒産後における担保処理後の残債を削除するなどの法的処置）、さらに進んで個人保証の撤廃を国に要望してください。

3、各業界からの政策提言

(1) 大手企業による「優越的地位の濫用」行為に対する実効性ある是正措置を

大手企業がその下請けや納入業者に対して、半強制的値引き要請、「協力金」と称して売上の一定割合を赤伝処理させられる、など独占禁止法の「優越的地位の濫用」に抵触する事例は枚挙にいとまがありません。「公正な市場環境を整える」ことは政府の中小企業憲章にも明記されている重要な指針の一つです。このようなことが発生しないように、公正取引委員会の人員強化・充実と同時に、下請け企業からの告発がないと調査が入らないシステムを改め、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくり、下請け・受注側の証言が「正当」と認められる場合は、下請け・受注側が特定されることなく第三者機関によって指導及びペナルティを課すことができるなど不公正な取引環境を抜本的に改める仕組みづくりを国に働きかけてください。また、大阪府独自でも善処できる対策を検討し実施してください。

(2) 行き過ぎた規制緩和を是正し、中小旅行業者に仕事が回る仕組みの構築を

大阪の成長戦略では、観光客の集約で賑わいのある都市空間を創造することを打ち出しています。その発想は重要であり、今後の大阪の観光産業発展の礎になるものと共感するものです。大阪の旅行社、とりわけ二種、三種の中小旅行業者については大阪府が許認可権限を持っており、業法の改正のたびに設立、及び更新手続きの形骸化が計られ、取扱管理者の名義借りや実体のない営業所、代理店が多く存在し消費者の不安材料を拡大しています。また、行き過ぎた価格競争によって、日常的に大手旅行会社が手配先に不当なダンピングを要請した末の超廉価旅行の募集が激しく、市場の混乱が発生しています。反面、修学旅行等教育旅行の受注は特定の手旅行業者に限定され、異常に高い金額で受注されており中小旅行業者には仕事が回らない状況にあります。地域で雇用を支え、高齢者やハンディのある方などきめ細やかなサービスを提供している地場の中小旅行業者に仕事が回るような公正な競争環境の構築を前提にした観光政策を実施してください。

以上